

介護老人保健施設しお風 利用料金表（短期入所療養介護）

I. 介護保険サービス費〔負担割合証に応じた1割～3割の利用料金〕

入所される居室（従来型個室または多床室）により、介護保健施設短期入所療養介護費が異なります。

介護度	①介護保健施設 短期入所療養介護費（Ⅰ） （ⅱ）【在宅強化型個室】	①介護保健施設 短期入所療養介護費（Ⅰ） （ⅳ）【在宅強化型多床室】	備考
要支援1	632円/日	672円/日	左記の介護保健施設サービス費に加え、下記について加算されます ②サービス提供体制強化加算Ⅱ（18円/日） （介護福祉士を60%以上配置しています） ③夜勤職員配置加算（24円/日 ※一般棟のみ） （夜間において基準以上の職員を配置しています） ④在宅復帰在宅療養支援機能加算（51円/日） （在宅復帰を一定基準以上行っている場合） ⑤認知症ケア加算（76円/日） （認知症専門棟（3F）の居室を利用された場合） ⑥介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 基本サービス費＋各種加算＝総単位数×7.5%が加算されます。
要支援2	778円/日	834円/日	
要介護1	819円/日	902円/日	
要介護2	893円/日	979円/日	
要介護3	958円/日	1044円/日	
要介護4	1017円/日	1102円/日	
要介護5	1074円/日	1161円/日	

※介護保健施設サービス費用に係る自己負担額（月額）が37,200円（高齢福祉年金受給者・第2段階の方は、15,000円
第3段階の方は24,600円）を超えた部分は、高額介護サービス費として払い戻される制度があります。

【必要に応じて算定する加算】

項目	金額	備考
個別リハビリテーション 実施加算	240円/日	医師又は医師から指示を受けた理学療法士・言語聴覚士が個別リハビリテーションを20分以上実施した場合
療養食加算	8円/1食	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・高脂血症食等及び特別な場合の検査食を提供する場合
重度療養管理加算	120円/日	要介護4または要介護5であって別に厚生労働大臣が定める状態である利用者に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行なった場合
総合医学管理加算	275円/日	治療管理を目的として、計画的に行うことになっていないショートステイを行った場合。なお、10日間を限度とする。
緊急短期入所受入加算	90円/日	居室サービス計画において計画的に行うことになっていないショートステイを緊急に行った場合。なお、利用を開始した日から起算して7日を限度とする。（やむを得ない場合は14日間）
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	医師が認知症の行動・心理症状により在宅生活が困難であり、緊急にサービスを利用することが適当であると判断した者に対し、ショートステイサービスを行った場合。なお、7日間を限度とする。
若年性認知症入所者受入加算	120円/日	若年性認知症の方に個別の担当者を定め、本人及び家人の希望を踏まえた介護サービスを提供する場合
緊急時治療管理	518円/日	利用者の状態が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により医療行為を行った場合（投薬・検査・注射等の処置）なお、1月に1回、連続する3日を限度とする。
送迎加算	片道につき184円	利用者に対して、送迎を行った場合
口腔連携強化加算	50円/日	歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報した場合（月に1回を限度に算定）
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100円/月	生産性向上推進加算Ⅱの要件を満たし、Ⅱのデータにより業務改善の取組による成果が確認できること。また見守り機器等のテラ/ロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担などの取組等を行い、1年ごとに1回、業務改善による効果を示すデータの提供を行っている場合
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円/月	利用者の安全並びにサービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討するための委員会の開催に必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実施。また見守り機器等のテラ/ロジーを1つ以上導入し、1年ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行っている場合

上記料金（短期入所療養介護費、必要に応じて算定する加算）負担割合が1割の方が対象となります。負担割合が2割の方は上記金額が2倍、3割の方は上記金額が3倍となります。

II. 食費・居住費（滞在費）

利用者 負担段階	食費	居住費（滞在費）	
		従来型個室	多床室
第1段階	300円/日	550円/日	0円/日
第2段階	600円/日	550円/日	430円/日
第3段階①	1,000円/日	1,370円/日	430円/日
第3段階②	1,300円/日	1,370円/日	430円/日
第4段階	1,445円/日	1,728円/日	437円/日

※食費・居住費（滞在費）の利用者負担段階について

- ・第1段階…生活保護受給者、高齢福祉年金受給者の方
預貯金：単身650万円以下 夫婦1,650万円以下
- ・第2段階…市町村民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
預貯金：単身650万円以下 夫婦1,650万円以下
- ・第3段階①…市町村民税非課税であって、課税年金収入額が80万円以上120万円未満の方
預貯金：単身550万円以下 夫婦1,550万円以下
- ・第3段階②…市町村民税非課税であって、課税年金収入額が120万円超の方
預貯金：単身500万円以下 夫婦1,500万円以下
- ・第4段階…上記以外の方

※食費の範囲

食材料費＋調理費用相当
食費内訳＝朝食481円、昼食482円、夕食482円

※居住費の範囲

多床室（2人部屋・4人部屋）…光熱水費相当
従来型個室…室料＋光熱水費相当

※従来型個室に関する経過措置について

従来型個室を利用される方で、次に該当する方は多床室の利用料金になります。

- ①感染症や治療上の必要により個室利用の必要があると医師が判断した方
- ②著しい精神症状等により、同室の他利用者の心身状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、個室利用の必要があると医師が判断した場合

Ⅲ. 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

日帰りで短期入所療養介護を利用された場合、以下のように算定します。

時 間	金 額
3時間以上4時間未満	650円/日
4時間以上6時間未満	908円/日
6時間以上8時間未満	1,269円/日

上記料金は負担割合が1割の方が対象となります。負担割合が2割の方は上記金額が2倍、3割の方は上記金額が3倍となります。

Ⅳ. 介護保険サービス費以外の必要経費

全利用者に係る費用

項 目	金 額
日用品費	実費
健康管理費	実費

利用者の希望により係る費用

項 目	金 額
特別な室料	1日あたり450円(一般棟の個室・二人部屋)
洗濯代	1点につき50円(下着は除く)
電気代	実費(テレビ・ラジカセ等)
教養娯楽費	実費
特別な食事・おやつ	実費
理美容代	実費
文書料	診断書等の文書に係る費用を徴収する場合があります。

◎合計利用料は下記ようになります。

介護保健施設短期入所療養介護費+各種加算+食費+居住費+介護保険サービス費以外の必要経費=合計利用料